

第 6306 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 10月 24日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ リース資産の取得価額

Q : リース資産の取得価額は、どの金額になりますか？

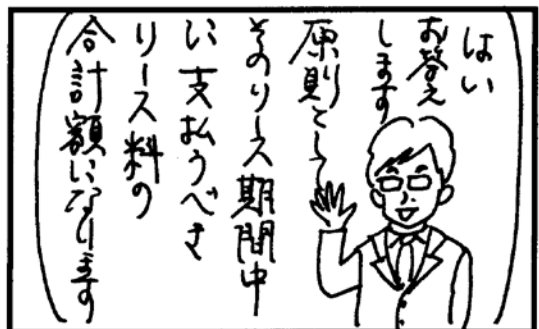
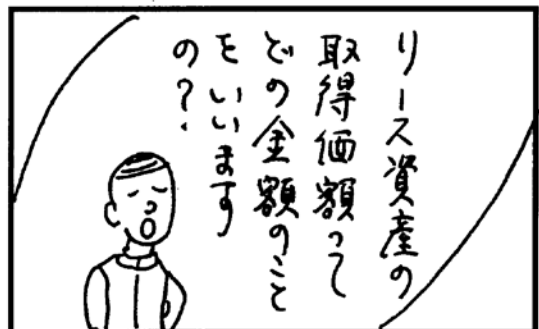
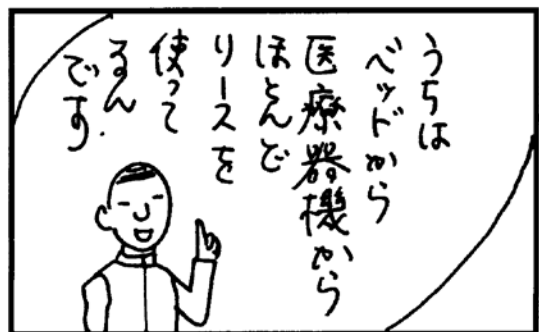
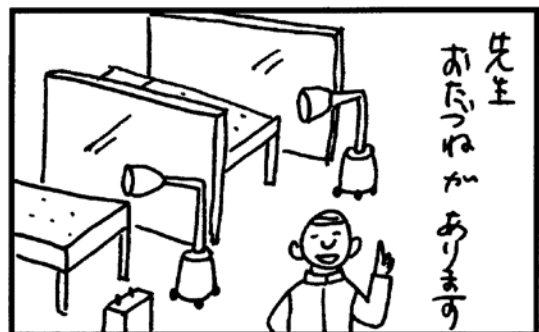
A : 原則として、そのリース期間中に支払うべきリース料の合計額になります。

【解説】

税務では、賃借人におけるリース資産の取得価額は、原則として、そのリース期間中に支払うべきリース料の額の合計額によることとされていますが、リース料の額の合計額のうち利息相当額からなる部分の金額を契約書等から合理的に区分することができる場合には、そのリース料の額の合計額からその利息相当額を控除した金額をそのリース資産の取得価額とすることができるとされています。

ただし、この場合には、次のことに注意が必要です。

- ①再リース料の額は、原則として、リース資産の取得価額に算入しない。ただし、再リースをすることが明らかな場合には、その再リース料の額はリース資産の取得価額に含まれる。
- ②リース資産を事業の用に供するために賃借人が支出する付随費用は、リース資産の取得価額に含まれる。
- ③利息相当額を控除した金額を取得価額とした場合には、その利息相当額はリース期間の経過に応じて利息法又は定額法により損金の額に算入することができる。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】